

上里町総合教育会議設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、上里町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上里町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更の協議
- (2) 次に掲げる事項についての協議又はこれらに関する次条に掲げる会議の構成員の事務の調整
 - ア 教育を行うための諸条件の整備その他の町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - イ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は正に被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 町長は、前項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び会議に付議すべき事項について教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 町長は、前項の規定により招集を求められたときは、速やかに会議を招集するものとする。
- 5 会議は、町長及び教育長並びに教育委員会の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条各号に定める協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(職員の出席)

第6条 会議は、第2条各号に定める協議及び事務の調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該協議及び調整を行う事項に関する事務を所掌する課等の職員を、その説明のため当該会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると議長が判断したときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第8条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表するものとする。ただし、前条ただし書きの場合にあっては、公表しないことができる。

2 前項の議事録には、町長及び教育長が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において、事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。